- (3) 無効の入札
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
  - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
  - エ記名押印を欠く入札
  - オ 金額を訂正した入札
  - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - キ 明らかに連合によると認められる入札
  - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - ケ 2以上の意思表示をした入札
  - コ 民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
  - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
  - ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをした者を落札者とする。
  - イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格
  - 設定しない。
- (6) 契約書作成の要否

要

なお、契約の締結期限は、落札決定の日から14日以内とする。

- (7) 契約保証金
  - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
  - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

## 熊本県公告第611号の2

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。 平成17年8月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間		作	業	地	域
基本測量 (2500 レベルGIS基	平成 17 年 8 月 15 日から	宇城市				
盤情報修正作業)	平成 18 年 3 月 31 日まで					

## 登載依頼

## 熊情管公告第 1712 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 8 月 15 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称
    - OA業務開発要員研修委託
  - (2) 委託業務の内容
    - 入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間

平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

- (4)入札方法
  - 入札金額は、OA業務開発要員研修委託に要する費用とする。

- 入札金額は、研修の種別ごと、受講者1人、1回当たりの金額とする。 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセント に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数 金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税 及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ た契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得 (昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業 種目情報処理業務の取扱業種情報関連機器類の操作研修に登録された者であること。 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲 げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有する者で、4に掲げる研修能力証明書を提 出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する研修能力証明通知書を提示した者 であること。
- 業者又は業者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が実質的に 経営に関与し、若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を 有しているときは、参加資格を認めない。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて
- 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停 止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
  - 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するも のは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である 旨を明示すること。) に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書 留郵便に限る。) により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審查班 (県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

096 - 383 - 1111 内線 6350 電話

入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)

平成 17 年 8 月 18 日 (木) から平成 17 年 8 月 25 日 (木) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資 格審査が入札に間に合わないことがある。

研修能力証明書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により研修能力証明書を提出し、審査を受けな ければならない。

提出期間 (1)

平成 17 年 8 月 26 日(金)から平成 17 年 9 月 5 日(月)までの日(県の休日を除 く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

提出場所 (2)

5に記載のとおり

(3)提出方法

> 5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。 ア

研修能力証明書は、下記の書類を添付して提出すること。

講師のレベルを明記した書類 1 部 (講師の人数、資格、インストラクターとしての実績等)

- 研修会場を明記した書類 (1) 1 部
- 研修機器等を明記した書類 (ウ) 1 部 (研修機器の名称及び台数等、ソフトウェアの名称、バージョン及びライセン ス数等)
- 研修料金表 (参考価格) (工) 1 部
- (オ) 実績(過去2年以内の本件と同程度の実績) 1 部
- テキスト一覧 (力) 1 部 (テキスト名、出版社名、価格 (税込み又は税抜き))

(キ) テキスト (後日返却する。)

各 1 部

(4) 研修能力証明結果の通知

研修能力証明の結果は、研修能力証明通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部情報管理課情報企画係 (警察棟 9 階)

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-381-0110 内線 2423

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 17 年 8 月 18 日 (木) から平成 17 年 9 月 5 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

5に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 17 年 9 月 13 日 (火) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県警察本部 OA 研修室 (警察棟 4 階)

(4) 入札書の提出方法

6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成17年9月12日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、研修ごと、それぞれ見積もった契約希望金額に予定受講者数を乗じて得た額を合計し総額を求め、その100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される

いずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、入札金額に仕様書で示した研修ごとの予定受講者数を乗じた金額の総計が最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

をしたものを落札者とする。 ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。

(5) 最低制限価格

無